

随意契約理由書

件名	京橋ポンプ 場遠方監視設備改修		
契約の相手方	株式会社明電舎 関西支社		
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項2号		
随意契約の理由			
今回改修を行う遠方監視設備は、雨水ポンプの運転制御・監視等に使用している重要な設備である。仮に機能不全が発生した場合、市民生活に重大な影響を与えることになる。 本改修は長期間の使用により劣化したLCD装置等の電気部品の取替を行うことにより、今後の安定的な運転を図るものである。 今回改修を行う遠方監視制御装置は上記業者により製造・据付けされ、独自の技術で設計、製作を行っているため、その構造・仕組み・操作方法をはじめ監視制御設備の固有のもので互換性はなく、製造業者以外の他社では本改修業務を行うことは不可能である。加えて、改修後における技術的な責任の所在を明確にするには製造会社に請け負わせなければならない。 以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。			
担当部署 (問合せ先)	建設局 東水環境センター 施設課 施設係 (電話番号 451-0678)		